| | | |

No.	国の予算年度	枠	地方単独事業	※この1～5を1つ選ぶこと。（1）～（5）のどれにも該当しない場合は、事業の趣旨・目的等を踏まえ、最も近いものを選ぶこと。	臨時の措置であることが分かるように記載をしている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象が経営に困難な状況にない場合は、その理由	消費者重点メニュー ※**財政調整措置メニュー**について、②～④に該当する場合は、1～③のいずれかを選択してください。	1	2	3	4	5	A 総事業費	B 交付対象経費	1 国の補正予算分 （交付額見込） （推奨事業メニュー分）	2 国の補正予算分 （令和6年度低物価物価高重点支援分） 繰越	3 国の補正予算分 （令和6年度低物価物価高重点支援分） 事務費	4 国の補正予算分 （交付額見込） （推奨事業メニュー分）	5 国の**財源充当額**分 （交付額見込） （推奨事業メニュー分）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等）	※参考 **財源充当額に係る事務費**	事業の概要（①②③※をどれぞれの場合毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③推奨項目（対象外、重複等） ④事業の内容（交付対象者、対象施設等）	特定事業等支援	個人を対象とした給付事業	基金	事業期間	支援開始時期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	1 提案1 （重点支援地方交付金の追加を国または各省庁の通知の趣旨区に記載されている場合のみ	2 提案1のサブカテゴリ ※一つのみ記入している場合のみ （重点支援地方交付金の追加を国または各省庁の通知の趣旨区に記載されている対象分野）	3 【財源区のみ】 「原材料高・食品分野」（※の企業への積極事業者の支えり増加事業者の支援）に該当する場合は○を記入	4 提案2 商品券等を活用した事業を行う場合、G&A等ふまえた対応について記載	5 提案3 実施状況の公表等について （HP、広報紙など）	6	7 提案5 自治体での予算区分
14	R7_補正	推奨事業	○	○	○	特殊詐欺撲滅装置電話機等購入補助事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	子ども等を含む生活支援					525	525					525	–		事業概要：①②③※をどれぞれの場合毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③推奨項目（対象外、重複等） ④事業の内容（交付対象者、対象施設等）	–	–	–	R7.4	R7.4	R8.3	設置台数75件 （補助金1件当たり上限6.6万円×525件=525千円） ④町内の住民を対象とし、かつ新住宅、高齢者世帯を優先。高齢者世帯の定義は、65歳以上の単身世帯又は65歳以上の夫婦のみの世帯。	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	防犯対策					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
15	R7_補正	推奨事業	○	○	○	家庭用防犯カメラ設置費用補助事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	子ども等を含む生活支援					2,000	2,000					2,000	–		①防犯機能が家庭侵入等を抑止する効果があり、特殊詐欺等の犯罪抑止、防犯意識の高揚に伴う②防犯機能付き電話機等の購入を含めた1/2または3万円の補助 ③事業費 525千円 （補助金1件当たり上限6.6万円×525件=525千円） ④町内の住民を対象とし、かつ新住宅、高齢者世帯を優先。高齢者世帯の定義は、65歳以上の単身世帯又は65歳以上の夫婦のみの世帯。	–	–	–	R8.1	R8.2	R8.3	設置台数300件 ①事業費 2,000千円 （補助金1件当たり上限6.6万円×300件=2,000千円） ④町内の住民を対象とし、かつ新住宅、高齢者世帯を優先。高齢者世帯の定義は、65歳以上の単身世帯又は65歳以上の夫婦のみの世帯。	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	防犯対策					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
16	R7_補正	推奨事業	○	○	○	土地改良施設管理緊急対策支援事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	物価高騰対策支援					875	875					875	–		①土地改良区が管理する農業水利施設等の電気料金の負担に関し、経営を支援する。 ②市内に受益地域を有する土地改良区の電気料金高騰分に対して、4分補助 ③事業費 3,494千円 （補助金額 補助額1,500千円×1/4=375千円 ④4土地改良区4件	–	–	–	R8.1	R8.1	R8.3	4土地改良区4件	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
17	R7_補正	推奨事業	○	○	○	農業資肥料価格高騰対策支援事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	物価高騰対策支援					3,700	3,700					3,700	–		①物価高の影響を受ける農業従事者の支援のため、農業用肥料の購入費を支援する。 ②有機肥料（複肥）購入補助 ③ア．次のいずれかを満たす法人又は農業者であるJA加農または北部JA（いずれも主たる事務所又は本店又は農業生産を行う場所）で購入できる。（当該補助金額を限度に、個別計算を行う。） （小売価格） 肥　袋（1袋　400円～　200円）（助成額：200円） ペレコン（1袋1,000円～2,200円）（助成額1,000円） ばら（1袋2,800円～1,600円）（助成額1,000円） ④事業者 7法人 （補助金（農業者肥料価格高騰対策支援事業補助金 ・肥　袋（19kg）　200円 × 10,000袋＝2,000千円 ・ペレコン（500kg）1,000円 × 1,400袋＝1,400千円 ・ば　ら（500kg）1,000円 × 　300袋 ＝ 300千円 ④農業者	–	–	–	R8.1	R8.1	R8.3	販売数量1,000トン	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	肥料等農業資材					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
18	R7_補正	推奨事業	○	○	○	トラック運送業者燃料価格高騰対策支援事業	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	地域公共交通・物流の地域観光事等に対する支援					7,192	7,192					7,192	–		①燃料代の高騰により事業経営に影響を受けているトラック事業に対して、その継続を図り、町民の生活と経済のライフラインとして地域の物流を維持する。 ②営業様トラック協会の町内事業者（16社）に対し、大型車（8t以上）1台当たり2万円、中型車（3t未満）1台2千円（台を超える事業者で1台=千円） ③事業費 7,192千円 （補助金） 7,192千円 ・大型車（8t以上）3千円 × 220台＝6,600千円 ・中・小型車（3t未満）1千円 × 39台＝393千円 ④事業者 16社 ・運送業者　9千円 ・通信運輸業　9千円 ・倉庫業　1.4億千円 × 2箇 ・不動産　2千円 ・製品卸業　110千円 × 10件 ※営業様トラック協会の町内事業者16社 （町内除く大型20台、中・小型39台）	–	–	–	R8.1	R8.1	R8.3	支給件数16社	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	運輸交通・物流・観光事業者					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
19	R7_補正	推奨事業	○	○	○	エネルギー高騰対策事業	2物価高騰に伴う給与増要地等・基礎者支援支援	○	必須	物価高騰に伴う子育て世帯支援					20,672	12,336					12,336	8,336	336	①物価の高騰により家計への影響を受けている住民への経済支援 ②住民税非課税世帯（2,000世帯）に、10千円を助成する ③事業費20,672千円 （給付金 20,000千円（26,000千円（75%見補助8,000千円） ④事業者1 672千円（1人当たり4千円） ・農用地　消耗品費10千円、印刷製本費10千円 ・住商業　通信運搬費264千円、手数料226千円 ④世帯数換算給付率 3.36%換算	–	○	–	R8.1	R8.1	R8.3	住民税非課税世帯 2,000世帯	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
20	R7_補正	推奨事業	○	○	○	社会福祉サービス事業者への物価高騰対策助成金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	物価高騰に伴う子育て世帯支援					17,100	17,100					17,100	–		①物価の高騰により管理への影響を受けている事業者（社会福祉サービス事業者）への継続支援 ②社会福祉サービス事業者への物価高騰対策助成金 ③対象経費 「指定の運営経費」…灯油、重油、ガソリン代、食材費等の支援金 「社会福祉事業所サービスの種類に応じて200千円～700千円」事業所数合計2,850千円～4,200千円 ④事業者 17,100千円 （補助金） 17,100千円 社会福祉事業所（基準）400千円 × 10事業所 ・（通所）　600千円 × 4事業所 ・（訪問）　700千円 × 1事業所 ・（訪問）　400千円 × 2事業所 ・（訪問）　300千円 × 2事業所 ・（保育）　300千円 × 1事業所 ・（グループホーム）500千円 × 4事業所 ・（障安分護）　300千円 × 1事業所 ・（障安分護）　200千円 × 2事業所 特別養護老人ホーム　600千円 × 2事業所 特養施設　　600千円 × 2事業所 ④町内に施設を開設している社会福祉事業所等（38事業所）	–	–	–	R8.1	R8.1	R8.3	支給件数38事業所	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	介護サービス事業所・施設等					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
21	R7_補正	推奨事業	○	○	○	遠学等支援対策助成金	2．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	物価高騰に伴う子育て世帯支援					2,261	2,261					2,261	–	161	①町内に在住する中学1年生を対象に、灯油助成を実施する。 ②中学1年生（210人）を対象に、1人あたり10千円を助成する ③事業費2,261千円 （補助金2,100千円 物価高騰等支援金（遠学等支援、灯油助成） ④事業者 1,100千円 【事業費 161千円 ・販売費　消耗品費10,000円 ・役務費　通信運搬費47千円、手数料26千円 ④町内に在住する中学1年生（210人）	–	○	–	R8.1	R8.1	R8.1	支給件数210人	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	灯油					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
22	R7_補正	推奨事業	○	○	○	加美町こどもまんなか応援交付金	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	物価高騰に伴う子育て世帯支援					26,000	26,000					26,000	–		①米の価格高騰により、学校給食用米の「高かり取」経費との増加に懸念があいだことから、県よりJAを通じ、給食用米価格高騰に対する支援が行われることとなった。 ②学校給食用米における「高かり取」と「通常取」の差額分について、保護者負担の軽減を図るため、町で支援するための経費 ③事業費2,850千円 （補助金）学校給食の米飯供給に係る年かり取」経費 ④事業者 4公立学校（小学校に通う、小中学生の保護者 （臨食の給食費は含まない）	–	○	–	R7.4	R7.4	R8.3	食提者への高騰分価格転嫁率0%を目指す	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	給食					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
24	R7_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費単価化臨時特例事業	2．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	①食料品の物価高騰に対する特別措置	②物価高騰に伴う子育て世帯支援				4,246	4,246					4,246	–		①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援を行うため、加美町に住所を有する小学生の学校給食費の保護者負担減を図る ②加美町に住所を有する小学生の令和7年度の学校給食費について、月4回分を無償にするための経費 ③事業費4,246千円 （給食費無償化4,246千円 （1,102円/1食、1月当たり22日 × 522人 ④加美町に住所を有する小学生の保護者 （臨食の給食費は含まない）	–	–	–	R8.1	R8.1	R8.2	保護者への高騰分価格転嫁率0%を目指す	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	給食					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
25	R7_補正	推奨事業	○	○	○	水道事業会計繰出金（物価高対応上水道料金免除事業）	1．生活の安全保障・物価高への対応	○	必須	子ども等を含む生活支援					58,499	58,499					58,499	–	1,817	①物価高騰の影響を受けている世帯の負担軽減のため上水道基本料金（10-月分）の減免を実施する。 ②全ての給水世帯（※除く、上水道利用者（8,403件）の上水道基本料金及びメーター使用料を1月から3月までの3か月分を減免にかかる費用の繰出しをする ③事業費58,499千円 繰出金58,499千円 （基本料金　18,893,868円/月 ×10-月 =56,681千円 ・消耗品費　　1,000円 ・封筒印刷　 71千円 ・郵券代　 726千円 ・委託料　 300千円 （通知発送業務費用440千円） （料金システム改修費用※440千円） ④町内在住等（町内事業所等）世帯分を除く上水道使用者）	–	–	–	R8.1	R8.1	R8.3	当月分（2段市）を除く、水道利用者（8,403件）の水道基本料金を1月から3月までの3か月分を減免	①HP、広報誌、事業チラシにて明記済みあるいは予定	水道事業者					広報紙、町HPにて公表		R7補正（地）
26															–	–																				
27															–	–																				
28																																				